

## 地方六団体談話等

○ 「三位一体の改革に関する国庫補助負担金の削減問題について（会長談話）」（平成15年12月11日）

○ 「三位一体の改革に関する税源移譲について（会長談話）」（平成15年12月17日）

○ 「三位一体改革の推進に関する緊急意見」（平成15年12月3日）

○ 「基幹税での税源移譲についての緊急アピール」（平成15年12月8日）

## 三位一体の改革に関する国庫補助負担金の削減問題について (会長談話)

平成16年度は三位一体改革の初年度であり、真の地方自治の確立のための重要な出発点となる。

総理大臣の「平成16年度において、1兆円をめざして国庫補助負担金の廃止、縮減等を行うほか、税源移譲についても確実に行う」という指示を基に、これまで総理大臣をはじめ、関係閣僚及び与党幹部の関係者が精力的に協議し、結論を出されたことは評価したい。特に、総理大臣が「地方にできることは地方で」という理念のもと、三位一体の改革に向けて強力なリーダーシップを発揮されたことに敬意を表する。

まず、生活保護費負担金及び児童扶養手当給付費負担金については、現行の負担割合を維持することとされたところであり、われわれの意見を尊重された総理大臣の決断を高く評価したい。

このことについて、今後検討することとされているが、地方公共団体の意見を尊重されたい。

また、公立義務教育学校教職員の退職手当等を国庫負担対象から外し、これに見合う額の交付金制度を設けることについては、その仕組みが明らかではないので、将来の退職手当の増嵩に対応できるのか定かではない面もあるが、この点も含め、平成18年度までに義務教育費国庫負担金全体の取扱いの中で合わせて検討することとされているところであり、負担金全額の一般財源化、税源移譲への第一歩として期待したい。

しかし、総体としては、地方の自由度を拡大するという三位一体改革の理念に照らしてみれば、今後に残された課題も多い。

平成16年度の税源移譲については、三位一体の改革の趣旨に沿ってできるだけ大規模な移譲を実現すべきである。税目については、われわれは所得税から個人住民税、消費税から地方消費税への移譲を強く主張している。たばこ税は、基幹税とはいえず、将来性もなく、「基本方針2003」の趣旨にも沿わないものであり、国庫補助負担金の廃止・縮減に見合うべき税源移譲は、あくまでも基幹税により行うべきものである。

今後も、地域住民を代表するわれわれ地方公共団体の意見を尊重し、真の地方自治の確立につながる三位一体改革推進の工程表を早急に提示し、地方公共団体及び地域住民へ公開しつつ、その具体化を進められるよう、強く要請する。

平成15年12月11日

全 国 知 事 会  
全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会  
全 国 市 長 会  
全 国 市 議 会 議 長 会  
全 国 町 村 会  
全 国 町 村 議 会 議 長 会

## 三位一体の改革に関する税源移譲について (会長談話)

三位一体改革の柱である税源移譲について、このたび、与党において、国の基幹税である所得税の一部（４，２４９億円）を所得譲与税として地方に移譲する方針を決定した。

税源移譲について、われわれは、繰り返し、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えたものとして、所得税から個人住民税、消費税から地方消費税という基幹税による移譲を主張してきたところである。

たばこ税を税源移譲する案がたびたび報道されていたが、たばこ税は基幹税とは言えず、将来性もなく、「基本方針２００３」の趣旨にも沿わないものであり、今回の与党の決定は、あくまでも基幹税による移譲を求めるわれわれの意見を取り入れたものである。平成１８年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施すると決定したことに加え、暫定措置とはいえ、三位一体改革の初年度である平成１６年度において基幹税である所得税の一部を所得譲与税として地方に税源移譲することについて、評価するものである。

今後とも、われわれ地方公共団体と協議し、われわれの意見を真摯に受け止め、真の地方自治の確立につながる三位一体改革の工程表を早急に提示し、具体化を進めるよう、強く要請する。

平成１５年１２月１７日

全 国 知 事 会  
全国都道府県議会議長会  
全 国 市 長 会  
全国市議会議長会  
全 国 町 村 会  
全国町村議会議長会

## 三位一体改革の推進に関する緊急意見

小泉総理大臣は、「平成16年度予算において1兆円を目指して国庫補助負担金の廃止・縮減を行うほか、税源移譲についても16年度に確実に行うので、国庫補助負担金所管大臣において、この方針に従って、改革案の取りまとめを行うよう」指示されたところである。

この指示に従って、関係各省庁は、改革案を取りまとめ、政府においてこの取扱いを協議していると聞いているが、報道によると、生活保護費負担金及び児童扶養手当給付費負担金の負担割合の引下げや教職員の退職手当等に係る経費を義務教育費国庫負担金の対象から除外することが検討されている。

これらの措置は、地方公共団体の自由度の拡大につながらず、単なる地方への負担転嫁であり、福祉、教育など、住民生活に大きな影響を与えるため、絶対に容認できない。

また、国庫補助負担金の廃止・縮減は、税源移譲と同時一体的に行われるべきであり、税源移譲に当たっては、基幹税として税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた個人住民税及び地方消費税への移譲によることを基本とすべきである。

三位一体の改革の具体化に当たっては、地方の意見を十分聴き、真の地方自治の確立につながるものとなるよう、強く望むものである。

平成15年12月3日

全 国 知 事 会  
全国都道府県議会議長会  
全 国 市 長 会  
全国市議会議長会  
全 国 町 村 会  
全国町村議会議長会

## 基幹税での税源移譲についての緊急アピール

三位一体の改革は、国のあり方、地方のあり方そして国と地方の関係を抜本的に変えていく契機となる改革であるとともに、より住民に身近なところで政策決定、税金の使途決定が行われ、住民の意向に沿った政治行政を行うことが可能とする真の構造改革であると位置づけ、われわれは小異を捨て大同につくという強い決意で臨んでいる。

一 三位一体の改革の推進に関しては、12月3日、地方六団体の緊急意見(別紙)を取りまとめ、既に要請しているところである。

二 来年度の税源移譲の税目としては、たばこ税とする案が報道されているが、たばこ税は基幹税とは言えず、将来性もなく、「基本方針2003」の趣旨に沿わないものであり、この移譲案には断固反対する。あくまでも基幹税である個人住民税、地方消費税への税源移譲とすべきである。

なお、たばこ税案が「時間がない中で、技術的に簡便である」という理由であるとすれば、基幹税目への移譲でも簡便に行う方法はある、十分に対応可能である。

三位一体の改革の具体化に当たっては、住民代表である地方の意見を尊重され、真の地方自治、住民自治の確立につながるものとなるよう期待する。さもないと、全国的に大きな失望、混乱、反発を招くのではないかと憂慮するものである。

平成15年12月8日

全 国 知 事 会  
全国都道府県議会議長会  
全 国 市 長 会  
全国市議会議長会  
全 国 町 村 会  
全国町村議会議長会